

令和元年度第2回

秦野市都市計画審議会議事録

開催日 令和2年2月20日（木）

場 所 秦野市役所本庁舎3階3A会議室

時 間 午後2時00分～午後3時15分

出席委員（◎会長、○副会長）（敬称略）

谷 和雄、高橋文雄、八尋伸二、中村英仁、◎加藤仁美、関野高弘、
久保寺邦夫、藤村和静、金子茂浩、城取康弘（井原義春の代理）、
久米邦明（相原久彦の代理）、岩田純一、諸星一雄 13名

事務局等出席者

都市部まちづくり計画課担当参事（兼）課長 小谷 幹夫

都市部まちづくり計画課担当課長（兼）課長代理（都市計画担当）佐藤 靖浩

都市部まちづくり計画課課長代理（都市総務担当）伊丹 智栄

都市部まちづくり計画課主任主事 高橋 聡子

都市部まちづくり計画課主事 尾崎 祐輔

都市部まちづくり計画課主事補 廣田 康介

会議内容

1 開会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 諮問

5 議事

(1) 諮問事項

議案第2号 秦野市立地適正化計画について

(2) その他

6 閉会

【議事要旨】

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。
議事（１）「諮問事項」ですが、本日は「議案第２号 秦野市立地適正化計画について」を議題とします。

それでは事務局説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案第２号「秦野市立地適正化計画について」を御説明いたします。お手元の資料またはスクリーンを御覧ください。

立地適正化計画の取組みについては、これまでに６回、段階的に報告をしてきたところです。

今回は、年度内の計画策定を目標とする中で、本年度第１回審議会後に、計画案に対するパブリックコメントや地区別説明会を実施したことから、改めて本市の立地適正化計画案の概要を説明すると同時に、パブリックコメントと地区別説明会により変更した箇所などの説明をさせていただきます。

はじめに、改めて制度概要について御説明させていただきます。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の改正により制度化され、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置付けがある、都市全体を見渡したマスタープランになるものです。

人口減少等により生じる影響に対応するため、都市のコンパクト化を図るとともに、公共交通のネットワーク形成により「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造を推進することで、安心して快適な生活環境を確保し、持続可能な都市経営を推進するものです。

今後は、この方向性に沿い、各分野における個別計画や事業展開が図られるもので、今年度１２月末時点では、全国で４９９の自治体が取組みを行っています。

計画の概要ですが、計画期間は概ね２０年後とされ、計画区域は都市計画区域全域で、本市の場合、市域全域が対象となります。

この計画では立地の適正化に対する基本的な方針、都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定、また、都市機能誘導区域に誘導する施設やそれぞれの区域に誘導を図るための施策を記載することとなっています。

計画における2つの区域について説明します。

都市機能誘導区域とは、市街化区域内の駅や地域の拠点に、医療・福祉・商業施設や金融及び行政窓口等の都市機能を集める区域。

居住誘導区域とは、都市機能の維持やコミュニティの確保に必要な一定の人口密度を維持するため、居住を誘導すべき区域となります。

また、本市では、国の制度を踏まえながらも、市の地域特性に応じて、誘導区域外においても、生産性維持や既存コミュニティ維持を念頭に、市独自の検討を踏まえた区域や拠点を位置付けます。

この計画の必要性ですが、これまでは、人口の増加や経済成長に合わせ、サービスや施設の拡充により、まちは発展してきました。

しかし、既に人口減少に転じている中で、現在の行政運営だけでは、将来的に暮らしやすい生活を維持することは困難になりかねない状況です。

このような状況で、人口減少を抑制し市街地の生活サービス低下を防止するため、行政サービス維持及び効率化を図るため、自立した持続可能な都市を形成するため、立地適正化計画の取組みが必要となるものです。

次に、「秦野市立地適正化計画案」について御説明させていただきます。

これまで本審議会においては、委員の皆様に段階的に御説明してきたところですが、改めて簡単に御説明いたします。

計画案の作成の取組みに係る検討経過をお示ししております。計画の策定に伴う作業として、平成29年度及び平成30年度において、立地適正化の基本的な方針、将来都市の骨格構造、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定し、誘

導施設や誘導を図るための施策について設定しました。

また、平成29年度には都市機能誘導区域設定素案のパブリックコメントの実施、本年度には計画案のパブリックコメント及び地区別説明会を実施しております。

これまでの取組みを受けまして、現在は最終的な計画案を取りまとめる段階となっております。

本市の計画は全9章の構成となっております。

現況や都市構造の分析等から導き出される課題を整理し、計画の基本的な考え方を検討のうえ、都市機能誘導区域や誘導施設、居住誘導区域の設定など、計画を実現するために必要な事項をとりまとめております。

また、計画期間はおおむね20年先を見据えた2040年を設定し、長期ビジョンのもと計画推進に努めるものです。

計画書第2章と3章にまとめております人口減少や人口密度の低下、公共交通の利用状況などといった現況分析・課題整理に基づき、市の総合計画基本構想や国の成長戦略を踏まえ、赤枠のとおり立地適正化に係る主要課題を整理しております。

また、立地適正化に係る主要課題に対し、右側の青枠のとおり本市が目指すまちづくりの実現に向けた課題解決の方向性を整理しました。

本計画における都市づくりの理念と立地適正化の方針についてです。

都市づくりの理念は、『いつまでも暮らしやすく市民とともに成長する都市』とします。

市街地形成の歴史的背景を踏まえ、既存の地域コミュニティは維持・確保していく考えのもと、周辺環境と調和した暮らしやすい都市形成を目指すもので、単なる都市の平面的なサイズのコンパクト化だけでなく、福祉政策や行財政など個別分野の課題に対応しながら、様々な分野に産業や事業投資を呼び、コンパクト化を図りつつ都市の成長を同時に実現することを目指すものです。

また、先ほどのスライドの課題解決の方向性に基づき、都

市づくりの理念を実現するための方針を示しています。

(1)都市機能集約と投資誘導、(4)産業生産機能の高度化、先進技術の開発と導入の2つを軸に、(2)それぞれの地域の土地利用を踏まえた居住を形成し、相互関係を築いて(3)公共交通ネットワークで結合することにより、都市全体を機能・成長させていくことをイメージし、これらの4つを方針の柱としています。

この概念は、都市全体のスケールだけでなく自治会単位や生産に係る狭小単位も意識し、その積み重ねによって、都市全体のコンパクト化を目指します。

目指すべき将来都市の骨格構造と都市機能誘導区域における拠点設定について示しております。

都市の成長をリードする小田急4駅と、高速道路インターチェンジの交通軸による「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指すべき都市の骨格構造とします。

また、生活サービス機能の拠点となる都市拠点の副次的な役割として3つの地域拠点と、生産機能を維持するために必要な人口や生活支援機能を、長い時間軸で緩やかに地域の中で誘導し、その機能を維持・確保していく概念として、里山生活拠点を位置付けました。

スライド下側の都市機能誘導区域設定に当たっては、国の指針を踏まえ、3つの基準、「広域基幹公共交通である鉄道駅を都市拠点」、「日常生活の利便性が特に高い箇所」、「人口集積の高い箇所」により、地域を類型・分類し、都市機能を誘導する拠点を設定します。

3つの基準をすべて満たす4駅周辺のほか、オレンジ色に着色した基準2,3に適合するエリアのうち、都市構造上重要な施設の周辺(保健福祉センター周辺、秦野赤十字病院周辺、下大槻団地周辺)を地域拠点として設定しました。

居住誘導区域の設定について御説明いたします。

居住誘導区域の設定目的は、将来起こり得る生活サービス機能撤退のリスクや労働不足による産業の稼ぐ力の低下などといった将来の課題に対し、未来への負担を軽減することや、都市の価値向上を図り、未来に残していくために設

定をするものです。

区域設定において「住環境の形成に係る方向性及び基本的な考え方」では、コミュニティ維持や生活に必要な誘導施設を確保するために、一定の人口密度を維持することを念頭に整理しました。

「区域設定方針」では、都市づくりの理念達成を見据え、先に定めた住環境の形成に係る基本的な考え方を基に、目的に応じた住環境を形成することを重要と考えております。

同時に、都市機能及び生産機能を支える両地域の互惠関係の維持・構築により、都市全体が機能し、市民生活を支えることから、これらの関係が持続することを目指し、設定していきます。

以上の、区域設定方針を踏まえ、区域分類を整理しています。

都市的生活を希望する居住者を誘導し、人口密度を確保する「都市近接居住誘導区域」、経済成長・生産性向上の観点から職住近接を推進する「産業近接居住区域」、「田園近接居住区域」、駅から離れた大規模住宅団地など、将来のあり方を検討する「ストック活用区域」の4つの区域を設定します。

なお、都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域は「都市近接居住誘導区域」のみで、他の3つの区域は、生産機能の維持や地域コミュニティ維持を図るなど、独自の考え方による設定となります。

本計画において設定した区域や拠点などを総括した図となります。

都市機能誘導区域は、4駅周辺の都市拠点、3つの地域拠点について、全てが同じ機能を有するのではなく、それぞれの特性を踏まえ、方向性を定めております。

居住誘導区域は、徒歩や公共交通で生活しやすい区域を分類し、災害の危険性の高い区域や法令により住宅建築の制限される地域などを除外、将来推計による人口密度が比較的高い区域や人口密度が大きいと予測される区域などに

細分化のうえ、区域設定をしています。

本市では、法で定める区域の他に、市の地域特性に応じたまちづくりを図る考え方として、工業専用地域を除く工業系用途地域の既存住宅が多い街区に「産業近接居住区域」、農地が多い住宅街や第一種低層住居専用地域に「田園近接居住区域」、人口密度が比較的高い大規模住宅団地や農地割合が高い中高層住居専用地域に「ストック活用区域」を設定しています。

また、古くからある地域コミュニティを維持するものとして、市街化調整区域にて、既存の公共施設周辺に「里山生活拠点」を位置付けます。

なお、全ての人を居住誘導区域内へ誘導するのではなく、都市機能や交通ネットワーク維持による生活環境変化の抑制、職住近接や自然と調和した住環境整備を検討し、農業振興施策等との連携を図るなど、既存のコミュニティの維持を図ります。

都市機能の誘導に対する考え方と誘導区域等への誘導を図るための施策の考え方について御説明いたします。

都市機能の誘導に対する考えの整理として、国の指針を踏まえ、都市機能誘導区域は、既存の誘導施設は現状機能の維持・拡大、不足する施設については新規誘導を推進します。

誘導施策は、(1)都市機能誘導施設に係る施策、(2)居住誘導等に係る施策、(3)全体に係る施策、(4)ローカルコンパクトに関する取組みの検討に分類し、それぞれの区域の役割や将来性などの特徴を考慮し、立地適正化の方針の4つの柱に基づき、時間軸を意識しながら中長期的な視点で効果的な施策を、市民との協働により実践を重ねていくこととします。

人口減少や高齢化の進展により財政状況が厳しさを増しているなか、共通の目標、目的を持つ行政と民間との連携はより一層重要なものとなるため、施策の設定により、計画の推進を図るものです。

本計画の達成状況を確認する目標指標です。

立地適正化の方針の4つの柱に基づいて、お示しのとおり定量的な目標指標を設定します。

なお、この計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望した長期計画となります。

そのため、計画策定後、人口動態や機能立地の変化の把握に努めるとともに、国の制度改正や動向を注視しながら、取組みの進捗状況や効果を確認し、必要に応じて施策を見直し、いつまでも暮らしやすい都市の実現を目指してまいります。

本日の説明事項「3 計画案に対するパブリックコメント及び地区別説明会」について御説明します。

初めに、計画案の地区別説明会の実施状況についてです。

「説明会の開催状況」についてですが、パブリックコメント開始ののち、11月下旬から12月上旬にかけて、市民などを対象に、計8回開催し、合計233名の方に参加いただきました。

「意見の内容及びその取扱い等」ですが、性質上、Eの質問や感想を多くいただきましたが、「A 意見等の趣旨等を計画に反映したもの」が2件、「B 意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの」が2件、「C 今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの」が3件、「D 計画に反映できないもの」が2件で、合計87件の結果でありました。

なお、計画案のうち、「第3章 秦野市の課題」及び「第9章 目標指標」の意見等は特にありませんでしたので、表の掲載はありません。

地区別説明会の御意見等を受けて、「A 計画に反映したもの」について、変更した箇所を御説明します。

意見1「誘導施設について、小学校は区域外という説明であったが、この地区には小学校が要らないように見て取れるため改善してほしい」とありました。

計画案92ページの表では、都市機能誘導区域内にある誘導施設数を表示しているのですが、小学校が誘導区域の外にあることから、小学校の欄に「0」と記載していました。

これが小学校は統廃合で無くなるのかといった誤解を招いたことから、スライドの表のとおり修正をしました。

また、意見2では「渋沢駅周辺地区の拠点形成の方向性に「機能交流みらい推進地区」とあるが、イメージしにくいので、分かりやすい表現が望ましい」とありました。

渋沢駅は、産業や観光、文化スポーツ等の玄関口として多様な交流によって相乗効果を生み出し、市西部のみらいを創るという考えのもとに「機能交流」と設定していましたが、イメージしやすいよう「多機能型みらい推進地区」と変更しました。

説明会におけるB、C、Dに関する意見等についてです。

計画を通じて施設整備の要望や統廃合に関するもの、交通網形成をはじめ具体的な施策に関するもの、コンパクトシティへの直接的な意見に関するものなど、多岐に渡る意見等がありました。

これらの意見等に対しては、本計画は20年後の将来の目指すべきビジョンを示すマスタープランであること、将来都市の骨格構造において国道246バイパスは考慮していること、今後の参考にさせていただくことなどについて、その場で回答しています。

次に計画案に関するパブリックコメントの実施結果についてです。

こちらは令和2年2月3日付でホームページに公開したものと同一ものです。

「パブリックコメントの実施概要」として、昨年11月20日から12月20日まで、市民などを対象にパブリックコメントを実施し、合計19の方から御意見をいただきました。

「意見の内容及びその取扱い等」ですが、説明会を開催したことにより、そのことに関する御意見や感想等の提出もあったため、Eの質問や感想に整理したものが半数以上となりました。

意見への対応区分は「A 意見等の趣旨等を計画に反映したもの」が1件、「B 意見等の趣旨等は既に計画に反映

されていると考えるもの」が6件、「C 今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの」が25件、「D 計画に反映できないもの」が2件で、合計87件の結果となりました。

なお、計画案のうち、「第3章 秦野市の課題」の意見等は特にありませんでしたので、表の掲載はありません。

パブリックコメントの御意見等を受けて、「A 計画に反映したもの」について、変更した箇所を御説明します。

直接、計画内容に関わるものではありませんが、No.61「ページ番号付けは、章立てではなく、通しを推奨」との御意見がありました。

こちらは、計画策定にあたり段階的に整理してきたものであり、本日の計画案では反映済となっています。

その他の御意見等として、Bでは主に、コンパクトシティの目的や印象に関するもの、都市機能誘導区域や市独自の考えによる区域に関するもの、誘導の仕方に関するものがありました。

この御意見等に対しては、都市のシュミレーションを通じて人口減少や高齢化に対応するためなどの計画であること、長い時間をかけた緩やかな誘導による実現を目指すものであること、地域特性に応じた住環境形成が重要であることなどと回答しています。

C、Dの御意見等についてですが、Cは主なものとして抜粋で掲載しています。

Cでは、健康寿命延伸の目標に関するものや地域コミュニティに関するものなどがありました。

この御意見等に対しては、健康寿命の延伸を見据え身体活動量に関する指標を設定していること、地域コミュニティの維持等とのバランスを図っていくこと、と回答しています。

Dでは、バスの利便性に関するものや都市機能誘導区域の選定基準に関するものがありました。

この御意見等に対しては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」により暮らしやすいまちづくりを目指すこと、都市

構造上重要な施設周辺に設定していること、と回答しています。

最後に、今後の策定スケジュールについて御説明させていただきます。

本日、本審議会にて、法第81条17項に基づき意見聴取を経たのちに、最終的な計画案として取りまとめ、策定となる予定です。

そして、来年度の4月を、計画の公表及び運用開始として予定しています。

最後に、立地適正化計画を策定し公表をすると、同時に都市再生特別措置法に基づく届出義務が発生します。

届出制は、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備等、居住誘導区域外での住宅開発等の動きを把握するための制度です。

都市機能誘導区域では、法108条に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為等をする場合などに、着手する30日前までに市へ届出が必要となります。

また、居住誘導区域では、法第88条に基づき、居住誘導区域外で3戸以上の住宅の開発行為等をする場合などに、着手する30日前までに市へ届出が必要となります。

なお、市独自の考えによる田園近接居住区域等については、他の政策・制度との連携により取組みますが、この届出の対象となるものです。

本制度を活用し、誘導区域内外における土地利用状況や機能立地変化の把握に努めることで、目指すべき都市の実現に向け取組みを進めていきたいと考えます。

議案第2号「秦野市立地適正化計画について」の説明は以上となります。

会 長

ただいまの議案の説明について、御質問、御意見を伺いますが、本日御欠席の委員から事前に意見提出がありましたので、事務局から各委員に配布をします。

この件に関しまして事務局からお願いします。

課長代理
(都市総務担当)

本日欠席の佐野委員からいただいた御意見に対しまして、まず人口減少のところですが、20年後の本市の人口は約13万4千人ですが、これは国立社会保障・人口問題研究所が推計した推計値でございます。人口減少により、都市の人口密度が低下すると、一定の人口密度に支えられてきた生活に必要なサービスの提供が将来困難になると考えます。生活に必要なサービスを維持するためにもコンパクト・プラス・ネットワークに転換することで持続可能な都市形成を図る長期ビジョンの計画をしているところです。そのため、人口減少幅を緩やかにしていくことも含んだ計画となっております。

本計画がマスタープランとなるものでありますので、今後は計画の方向性に沿って各分野の個別計画や事業展開が図られるものと考えまして、御意見にあるような災害に対する市民の安全の確保や災害及び二次被害のリスク軽減、空き地・空き家等に対する低未利用地土地利用等指針、地域コミュニティの考え方など、区域設定の考え方や誘導施策の取組みなどをお示ししているところです。

貴重な御意見として承っております。

会 長

それでは、各委員で何か御質問、御意見はございませんか。

高橋委員

人口の少ないところはお金をかけても効率があがらないということで、今回区域指定した場所に集約して人口集中していきたいということでございますけれど、これは基本的人権に関わるような問題だと思えます。そこに住んでいてはいけないというように感じとれるのです。8つの区域が指定されていますが、今後、それ以外の場所で区域設定が出てくるのかお伺いします。

課長代理
(都市総務担当)

今後の人口動態について、人口減少が激しくなっていく中では全市的に不便になることも想定される中で、持続可能な都市経営するために、このような区域設定をしている

ということは御理解いただきたいところではございます。区域を設定して誘導していくところにつきましては、特に強制的な誘導ではございませんので、居住権の自由を制限するものとは考えておらず、20年という計画期間ですが、20年後以降も人口減少が続くと予測されている中では、長い時間をかけて緩やかに誘導をしていくというような考えでございます。秦野市では都市機能誘導区域、居住誘導区域といった法に基づく区域の他に、職住近接のため、産業や田園に近接する区域など独自の設定をしているところで御理解をいただきたいと思っております。

高橋委員

本来、政治や行政はこういう難しい問題というのは先送りするのが定石でしたが、国の指導でもあるし、国の方でも思い切って大変なことに取組むということで、これは貴重なことだと思います。ぜひ市の方でも理解をゆっくり求めてスタートしていただければと思います。

もう一つ、計画の公表及び運用開始というのが令和2年4月を予定しているということですが、パブリックコメントなどの意見についても大分ゆっくりと意見を求めて行った方がいいという意見が出ている訳ですが、少し時間が過ぎ過ぎたのではないかと思うところで、それについてはいかがですか。

課長代理
(都市総務担当)

今後も人口減少が進むことで都市全体の低密度化、それに伴う色々な問題の表面化が懸念されている中では、できるだけ早いうちに将来の人口規模に見合った都市構造の転換の必要があると考えています。その中で先ほど、これまでの取組みを御説明しましたが、平成28年から秦野市では取組みを始めまして、平成29年度には「広報はだの」なども使いながら、パブリックコメント等で計画の概要をお示しして、数年をかけ、計画策定の段階へ進んできたところで、計画を策定して4月以降、急激に生活の変化が生じるというところは考えておりません。長い時間をかけて緩やかに、御理解をいただきながら丁寧に進めていきたいと考え

ております。

高橋委員

ゆっくりと御理解を求めてスタートをしていただければと思います。

八尋委員

配布資料の18ページの地区説明会、21ページのパブリックコメントの結果について記載がありますが、各章のどのような意見があるかということでもとめていただいています。内容も含めて見たところ、例えば地区説明会での、Eという「その他感想、質問」が一番多く、計画自体を理解いただけていないのではと感じています。個人的意見かもしれませんが、市民側の立場で分かりやすいように書いていないので、例えば説明する際には、こういう風になるという計画の展望を示していただくことを要望します。

もう一つ、パブリックコメントと地区説明会の中で、市議会議員でも議会報告会とか市民にこういうことをお願いしたいとか、意見を伺いたいときにお集まりいただく機会があります。なかなか幅広い年齢層の方には集まっていただけない部分があるのですが、例えば本計画の地区説明会に出席した233名の方々がどういう方々だったのか、もし分かれば教えてください。

会 長

説明会やパブリックコメントの意見全体で見ると感想や質問が多く、今後市民に分かりやすく説明すべきではないかという御意見と、地区説明会にどういう方々がお集まりだったかというお話ですが、事務局の方はいかがでしょうか。

課長代理
(都市総務担当)

まず、感想や質問が多かったということにつきましては、説明会という場の性質上、どうしてもやりとりの中で質疑応答が多かったことが、結果に反映されています。パブリックコメントのEにつきましては、市民の感想も含めてこういった結果になったと感じています。

説明会につきましては、受付の際に地区ごとの人数は把握させていただきましたが、氏名や年齢の把握まではして

おりません。平日夜の開催ということもあり、若干年齢層は高めだったという印象はありますが、中には若年層の方もいらっしゃいました。

八尋委員

第3章の構成について、課題と対応の関連性が見えにくく、どのように理解をしたらいいのかわからないのではないかと思う部分がありますので、少し改善できればいいのかなと思うのと、できるだけ若年層の方にも御意見いただけるような仕組み作りを考えていただきたいという要望です。

久米委員

配布資料16ページの目標指標の中の人口密度の目標値ということで、ヘクタール当たり60人ということですが、設定された理由としてなぜ60人なのか教えていただければと思います。

課長代理
(都市総務担当)

ここでは都市計画運用指針の中の数値を参考にさせていただいております。住宅地の将来人口密度の想定として、土地の高度利用を図るべき地区として、ヘクタール当たり100人、その他の地域で80人、土地利用密度の低い地域であっても60人を基本とすることが望ましいとされています。この中で、本計画においてはヘクタール当たり60人を確保することを目標としています。

会 長

法律で定められた居住誘導区域と都市機能誘導区域を市街化区域内に設定することになっていますが、今回市街化調整区域の中も含めてかなり区域を指定して、その中で方向性を担うものを位置づけたのは凄く大きい成果だと個人的には思います。

その他、御意見いかがでしょうか。

藤村委員

計画で誘導という言葉がよく使われます。知らない人が見たときにつらい印象を受ける方がいると思います。そういう気持ちを与えやすいことを理解して進めていただきました

いというお願いがあります。また、誘導区域の中で、優先順位が色々出てくると思います。公共施設なのか、商業施設、あるいは病院か、どこが先に作られるのかということです。民間の力をどう活用するかということになるとと思いますが、人が先か、施設が先かで綱引きして計画期間が過ぎてしまうという恐れもあります。私がお願いしたいのは、既存集落と誘導区域をどう繋げるか、移動手段をどうするか、計画の付属の中で検討していただきたいと思います。

会 長

誘導という言葉に配慮が必要ではないかという話と、拠点と住まいを結ぶ移動手段についての御意見でした。そのほかございませんでしょうか。

高橋委員

細かいことですが、人口密度の単位について、ヘクタール当たりとしているのはどういう理由なのでしょう。

課長代理
(都市総務担当)

国立社会保障・人口問題研究所が将来の人口推計を公表しておりまして、そのデータを用いて国土技術政策総合研究所が公開している地域別の人口予測ツールがございます。本計画の策定にあたり、このツールにより100メートルメッシュで、将来を含めた市内の人口密度を分析することから、ヘクタール当たりを採用しております。

高橋委員

ヘクタール当たり60人という人口密度だと、1平方キロメートル当たりだと6,000人というイメージになるかと思います。

関野委員

少子化が問題視されている中で本計画を見ると、鶴巻温泉駅周辺は温泉医療子育て交流地域ということで、あえて子育てを位置づけているのは何か背景があるのでしょうか。

課長代理
(都市総務担当)

全体の中で、健康、福祉、子育ては重要な位置付けとなっておりますが、鶴巻温泉駅周辺には、温泉、医療だけでなく

子育ても含めて世代間が交流できる機能をバランスよく配置していきたいとの思いから、このような表現としております。

関野委員

当初の計画でそういう施設を想定していたということですが、子どもを育てるには公園が大事だと思います。近隣には大根公園もありますが、若い親たちが集まって交流できるような場所などを用意していただけるといいのかなという意見です。

会 長

他に御質問、御意見がないようでしたら、これで本案件の審議を終了し、「議案第2号 秦野市立地適正化計画について」は、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

異議がないようですので、この案件につきまして原案のとおり答申いたします。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、ここでの答申書(案)の作成を省略させていただき、後日、皆様に写しを郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

異議がありませんので、そのように決定させていただきます。

会 長

次に議事(2)「その他」ですが、事務局の方からありますか。

事務局

本市では、平成24年に策定した現都市マスタープランの目標年次を間もなく迎えようとしていることから、来年度を目安とした都市マスタープランの改定準備を進めております。改定案を取りまとめた後、適切な時期に都市計画審議会の場合において御説明をさせていただき、御意見伺う機会を予定しております。

それからもう一点ですが、前回の都市計画審議会において御報告しました生産緑地法改正に伴う取組みにつきまして、本市では昨年12月の第4回定例会で御審議いただき、議案が成立しましたので、12月23日付で秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例が制定されましたことを御報告申し上げます。次回審議会の開催予定ですが、現在のところ時期は未定ですが、開催の1か月前を目安に日程のお知らせをしますので御承知おきいただきたいと思います。

会長

最後に皆様から何かございますか。

久保寺委員

事務局から、都市マスタープランの見直しがあると聞きましたが、抜本的に見直すのか、微調整程度のものか、いかがでしょうか。

担当参事

改定につきましては、基本的に総合計画と合わせた形で調整をしております。現段階にて抜本的な改定を行う要件は薄いものと思っておりますが、現在の社会情勢に合わせた形になるものと思っております。

久保寺委員

改定を行う際には、考え方をしっかり整理して、いろいろな意見を求めながら進めてほしいと思いますが、事務局としてはどういう考え方でいますか。

担当参事

市の情勢としまして、各地区における土地利用方針はさほど変わりはないものと思っております。しかしながら、市政で掲げる表丹沢魅力づくり構想があり、その地域に関連

してくる計画、土地利用方針につきましては、大きな見直しを図るものと思っております。

久保寺委員

例えば、第二東名が開通すると、大きく生活環境が変わる地域も出てくると思います。生活基盤が変わってくることへの配慮を考えてほしいと思います。

会 長

これをもちまして、本日の審議会を終了します。御協力ありがとうございました。